

# 令和8年度 改正大気汚染防止法説明会

～石綿飛散防止対策の徹底に向けて～

石綿（アスベスト）飛散防止対策の強化を目的とし、令和3年4月から段階的に改正大気汚染防止法が施行され、令和8年1月からは同法改正規定は全面的に施行されました。

岩手県では、本改正に関わる事業者の皆様を対象に、制度改正の内容や留意事項について理解を深めていただくため、説明会を開催します。

【開催日時】 令和8年9月 15 日(火) 14:00～16:30

【会 場】 岩手県産業会館(産ビル) 7階 大ホール

## 説明会 の内容

- ・建築物・工作物の解体等工事における法令上の義務及び留意事項について
- ・工作物石綿事前調査者制度における特定工作物の種類や区分等について
- ・不適正事案の紹介及び事案の注意点について

※本説明会は建築物石綿含有建材調査者等の資格取得のための講習会ではありません。

【対 象】 プラントの建設・メンテナンス・解体工事業、電気工事業、建築工事業、解体工事業、建築設計業、宅地建物取引業、改修・リフォーム業など、建築物及び工作物の石綿（アスベスト）対策に係る業務に従事する方

・建築物・工作物の所有者又は管理者

【場 所】 岩手県産業会館（産ビル） 7階 大ホール（盛岡市大通1丁目2番1号）

※お車でお越しの方は、近隣の駐車場を御利用ください。

【定 員】 200名 ※定員になり次第締切

【参加費用】 無料

【講 師】 一般財団法人日本環境衛生センター

事業推進役 鈴木 弘幸 氏

【申込方法】

以下の URL 又は QR コードからお申込みください。

「岩手県電子申請サービス」



[https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=11656](https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11656)

【募集期間】 令和8年8月 19 日(水)～9月 11 日(金)まで